

○暴走族に対する総合対策の推進について

(平成5年4月5日
丁交指発第52号警察庁交通局交通指導課長
丁都交発第50号警察庁交通局都市交通対策課長)

各管区警察局公安（保安）部長

警視庁交通部長

各道府県警察（方面）本部長

最近、暴走族はそのグループ数、構成員数とも高原状態となっているが、暴走族によって引き起こされる不法事案は、年々凶悪化、粗暴化してきている。また、暴走族による爆音暴走等の取締りを要望する110番通報は、年間12万件にも上っている。こうしたことから、昨年5月、道路交通法の一部を改正して、消音器不備車両及び番号標表示義務違反に係る規定の整備を図り、取締りの強化を図ったところである。

例年、暴走族はゴールデンウィークを皮切りに、活発な活動を展開しており、今後の暴走族のしゅん動を未然に抑止していくためには、期間前及び期間中における取締りが極めて重要である。

各都道府県警察においては、実情に応じ所要の体制を整備して、別紙記載事項に留意の上、暴走族の実態把握、個別指導・補導、取締り等の総合対策の推進に努められたい。

別紙

1 暴走族の実態把握と組織化等の阻止

例年春は、暴走族の新規グループの結成や組織再編等が行われる時期であり、新旧交代した暴走族が体制を立て直し、ゴールデンウィークに組織拡大、勢力の誇示等を狙い、大規模な集団暴走やゲリラ的な爆音暴走を敢行することから、各種の警察活動を通じ、新たに結成されたグループ、既存グループへの新規加入者、その他暴走行為を行っている者など、暴走族の実態把握に努めるとともに、交通街頭活動又は地域、少年担当課と緊密な連携を図り、巡回連絡、補導等の警察活動を通じて、情報収集活動を強化し、暴走族グループへの勧誘、加入、組織化、再編及び連合化等の動きを、早期段階でその阻止を図ること。

2 暴走行為抑止のための事前対策の推進

(1) い集、集会の阻止

少年、刑事及び地域部門等と緊密な連携を図るなど総合力を発揮して、い集、集会の事前情報の把握に努め、そうした情報を入手した場合は、グループのリーダー等への個別指導・補導及び説得等を行い、暴走させない措置を講ずるとともに、万一、い集、集会が行われる場合に備えて、い集、集会が予想される場所に対する交通規制、物理的閉鎖、管理者対策、部隊の固定配置の計画及び実施を行い、い集、集会の阻止を図ること。

(2) 暴力事案等に対する防止対策の推進

最近、暴走族は鉄パイプや木刀を所携し、一般人（車）や取締警察官（車両）に対する襲撃事案を取行するなど一段と凶悪、粗暴化し、襲撃により一般人が死亡する事案も発生している。特に、ゴールデンウィーク中、行楽地や各種イベント会場等を暴走の目的地とし、その途中や目的地等において跳ね上がりの集団暴力事案や大規模な対立抗争事案の発生も予想されることから、このような情報の早期入手に努めるとともに、動向等が認められた場合は少年、刑事、地域部門等の総合的体制の早期確立による適切な諸対策を推進し、この種事案の未然防止を図ること。

(3) 情報分析に基づく事前阻止

暴走族に関する110番通報、一般情報等から、暴走族のい集（徘徊）日時、走行路線及び地域等を的確に分析し、先制的な検問、指導取締りを実施し、暴走行為の事前阻止を図ること。

3 重点取締対象

次の違反に重点指向した指導取締りを実施すること。

- (1) 消音器不備、消音器に係る整備不良車両運転及び騒音運転等
- (2) 共同危険行為等禁止違反
- (3) 番号標表示義務違反

4 取締上の留意事項

(1) 取締体制の確立

ア 各都道府県警察の実情に応じ、交通、少年、防犯及び地域部門が一体となった総合体制を確立すること。

イ 重点地域・路線等を指定するなどにより、取締り力の集中的運用に配慮すること。

ウ 数都府県にわたる広域的な暴走行為等の無謀運転や整備不良車両等に対しては、効果的な取締りを行うため、隣接する都府県警察間の連携を図るなど共助体制を確立すること。

(2) 取締りの強化

ア 数警察署管内にわたって暴走行為を行うツーリング型暴走族に対しては、実施計画を樹立し、彼我双方に怪我人を出さない体制で検挙活動を行うこと。また、共同危険行為等禁止規定を積極的に適用するため、被危険（迷惑）者の確保と、採証資機材の活用による暴走行為の採証を徹底して事後捜査による検挙を図ること。

イ 悪質・粗暴化かつ先鋭化している暴走族グループに対しては、「重点取締り対象グループ」に指定し、集中的、継続的な取締りを推進し、暴走族グループの解体・壊滅を図ること。

ウ 高速道路においては、暴走族に対するインターチェンジ検問を強化して、整備不良車両等の違反その他諸法令を適用した取締りを実施し、高速道路等に暴走族の車両等を入れない措置を徹底すること。

エ 裏通り、住宅街で暴走行為を行う爆音暴走族に対しては、警察力を重点的に投入して、よう撃捜査を行い早期検挙に努めること。

オ 暴走族は、警察官の停止指示に従わず、取締りを困難化させていることから、停止させるための資機材の開発、運用に努めるほか、バイク等の隠匿場所や自宅等を把握し、よう撃的取締り、的割捜査で走り出す直前及び走り終わった直後での検挙活動等創意工夫を凝らした取締りを推進すること。

(3) 被検挙者等に対する継続指導

検挙、補導した者については、少年、地域及び暴力団対策部門等と緊密な連携を図りながら、家庭、学校、職域及び地域と一体となった粘り強い継続指導の推進により、再組織化防止、暴走族からの離脱、暴力団からの保護、再加入阻止等措置を徹底すること。

(4) 受傷事故防止対策

暴走族は、警察官の停止指示に従わないばかりか、検問突破を図るなど危険な行動に出る可能性が極めて高いことから、交通検問に当たっては十分な体制を確立し、資機材の活用を図るとともに、交通街頭活動中の「受傷事故防止チェックリスト」（平成4年3月9日付け警察庁丁交指発第45号）及び各都道府県警察作

成の交通街頭活動中の「業務マニュアル」等について指導教養を徹底し、受傷事故の絶無を期すること。

5 報告

ゴールデンウィーク中の取締り結果の報告は、「春の連休時における交通死亡事故発生状況等の特別調査の実施について」（平成5年3月15日付け警察庁丁交企発第55号、警察庁丁交指発第30号、警察庁丁都交発第41号）の要領によること。

なお、昨年8月施行の暴走族に係る改正道路交通法（含む近接排気騒音に係る整備不良運転）の検挙状況については、道路交通法、特別法の内数として、各違反毎にそれぞれ件数、人員を報告すること。